

大治町耐震改修促進計画

令和3年3月

大 治 町

目 次

第1章 はじめに.....	- 1 -
1-1 計画策定の背景.....	- 1 -
1-2 計画の位置づけ.....	- 3 -
1-3 地震の被害想定.....	- 4 -
第2章 基本的事項.....	- 6 -
2-1 対象区域.....	- 6 -
2-2 計画期間.....	- 6 -
2-3 対象建築物.....	- 6 -
2-4 耐震化の現状.....	- 12 -
第3章 耐震化及び減災化の取組.....	- 16 -
3-1 方針.....	- 16 -
3-2 目標.....	- 16 -
3-3 耐震化及び減災化の促進.....	- 17 -
3-4 普及・啓発.....	- 20 -
3-5 愛知県等との連携.....	- 21 -
第4章 計画の達成に向けて.....	- 22 -

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

(1) 大規模地震の発生及び被害の状況

近年、全国で大規模な地震が頻発し、多くの被害が発生しています。

阪神・淡路大震災（平成7年1月16日発生）では、約6,434人の尊い命が奪われ、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。

また、東日本大震災（平成23年3月11日発生）の原因となった東北地方太平洋沖地震は、予測していなかった複数のプレートによる連動地震によるものであり、死者19,729人、行方不明者2,559人（令和2年3月時点：総務省）という極めて深刻な被害をもたらしました。

さらには、平成28年4月に、観測史上はじめて震度7を2回記録する熊本地震が発生しました。阪神・淡路大震災と同様、浅い震源の直下型大地震であり、死者273人、全壊・半壊及び一部破損を合わせて約20万戸の住家被害が発生する甚大な被害をもたらしました。

大治町を含む東海圏においては、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震域に加えた5連動地震の^{ひばくせい}逼迫性が指摘されており、建築物の耐震化が課題になっています。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成18年1月、平成25年11月及び平成31年1月に改正施行されました。この平成18年の改正のポイントとしては「計画的な耐震化の推進」、「建築物に対する指導等の強化」、「支援措置の拡充」の3点があり、計画的な耐震化の推進として、国が基本方針を定めるとともに、地方公共団体が耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化を図ることとされました。

また、平成25年の改正では、「対象とする建築物の耐震診断及び報告の義務化」、「耐震改修における容積率や建ぺい率の特例措置」、「区分所有建築物の決議要件の緩和」、「耐震性に係る表示制度の創設」の4点が大きなポイントとなっています。

平成31年の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建築物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けました。

(3) 耐震化の目標

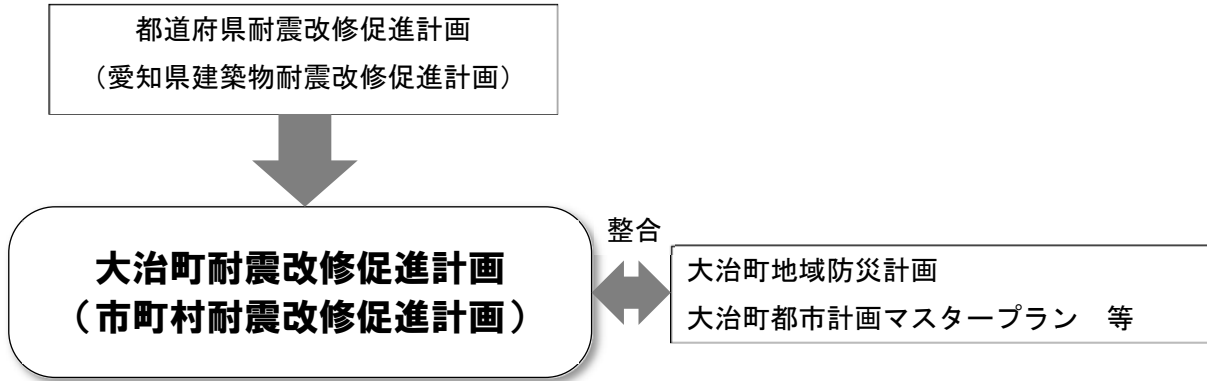
平成 17 年 3 月、地震防災戦略（中央防災会議）で、東海地震及び東南海・南海地震の被害想定死者数や経済被害を、今後 10 年間で半減させるために、平成 27 年度までに耐震化率を 90% にするという目標が決定されました。これより、平成 18 年 1 月 25 日、国の建築物の耐震化を図るための基本的な方針においても、平成 15 年度の住宅の耐震化率（75%）を平成 27 年度に 90% にするという目標が示されました。その後、平成 25 年に、住宅については耐震化率を令和 2 年度までに 95% にするよう目標が見直されました。

平成 24 年 3 月、愛知県建築物耐震改修促進計画においては、住宅の耐震化率を令和 2 年度までに 95% とすること、耐震性のない対象建築物数を令和 2 年度までに 5 分の 1 に削減するという目標が示されました。

そこで大治町耐震改修促進計画においても、愛知県建築物耐震改修促進計画と同じ目標を定め、これまで取組を進めてきました。令和 2 年度で計画の期間終了を迎えるにあたり、改めて大治町における耐震化の現状を把握し、愛知県建築物耐震改修促進計画を踏まえて、住宅の倒壊による被害の低減に向け新たな目標を定めます。

1-2 計画の位置づけ

大治町における住宅・建築物の耐震化を促進するため、法第5条第1項に基づく都道府県耐震改修促進計画を踏まえ、関連計画と整合を図り、法第6条第1項に基づく市町村耐震改修促進計画として大治町耐震改修促進計画を策定します。



■計画の位置づけ

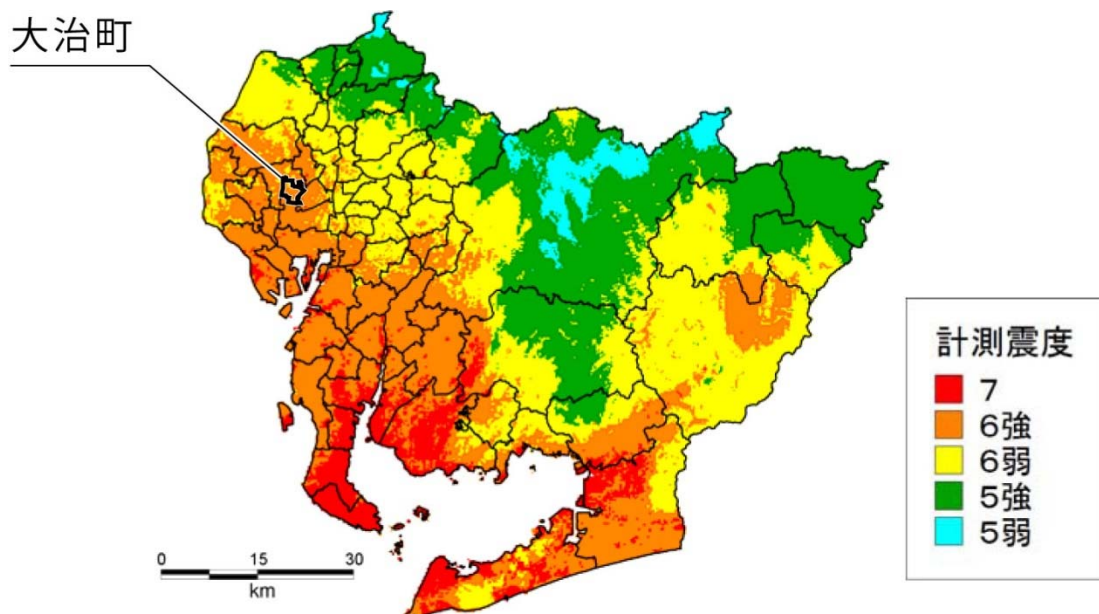
1-3 地震の被害想定

将来発生することが予想される地震の被害想定は、平成 26 年 5 月の「愛知県防災会議地震部会」により概要がとりまとめられています。この調査では、①地震参考モデルの地震、②最大想定モデルの地震の 2 つの地震を想定して被害想定を算定しています。

②最大想定モデル*の地震における被害想定によると、愛知県の低地部及び丘陵地部の大半は震度 6 以上であり、三河湾沿岸や名古屋港周辺では震度 7 が見られます。また、町域では概ね震度 6 強の揺れになると想定されています。

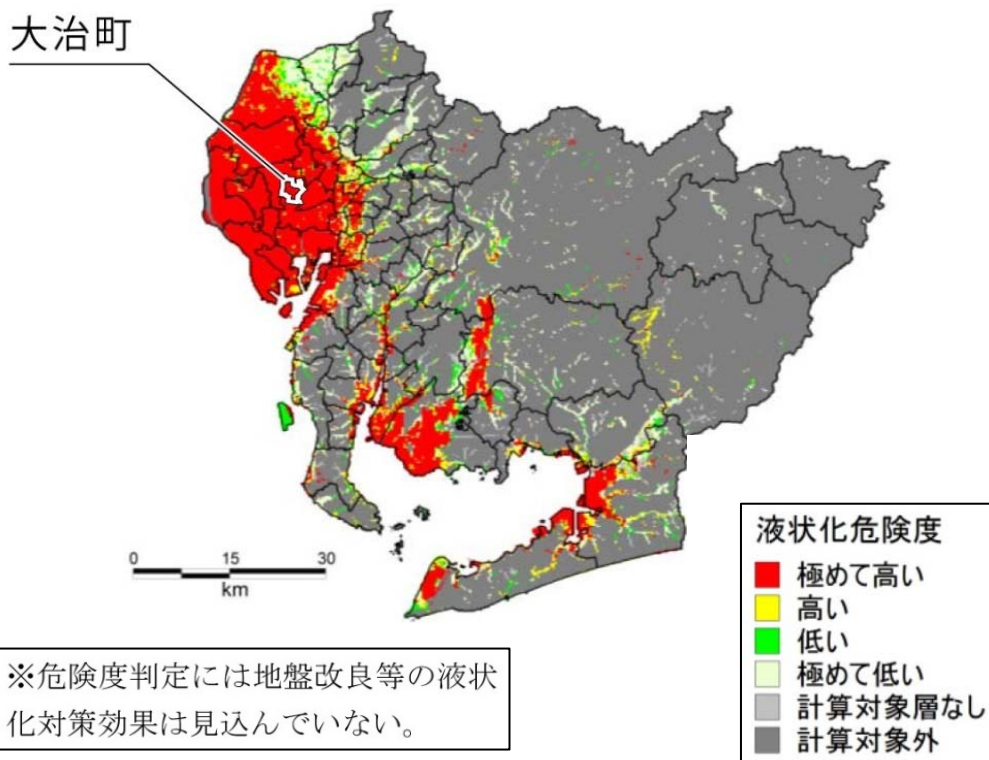
平成 26 年の「愛知県防災会議地震部会」の報告によると、愛知県全域では濃尾平野や岡崎平野、豊橋平野を中心に、平野部並びに河川沿いに液状化危険度が極めて高いエリアが広がっています。大治町においては液状化の可能性が大きい地域の面積が 6 km²に上ると想定されており、液状化の可能性が「極めて高い」と想定されています。

大治町では、人的被害や建築物の被害については、死亡者数は約 50 人、揺れ・液状化等による建築物の被害は全半壊を合わせて約 1,400 棟と想定され、甚大な被害が発生すると予想されています。



※このケースは、内閣府により想定されている平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波という考え方と同様に、愛知県で想定しているものです。

■最大想定モデルの地震（陸側ケース）の計測震度の予測結果



■最大想定モデルの地震（陸側ケース）の液状化危険度の予測結果

■大治町の死傷者の想定（冬早朝5時）

ケース	死者数
最大想定モデル（人）	50

■大治町の建築物の被害の想定

ケース	揺れ	液状化	火災	合計
最大想定モデル（棟）	900	200	300	1,400

出典：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成26年3月）

第2章 基本的事項

2-1 対象区域

計画の対象となる区域は、大治町全域とします。

2-2 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2-3 対象建築物

計画の対象建築物は、すべての住宅・建築物とし、特に昭和56年5月31日以前に着工した住宅及び特定既存耐震不適格建築物、並びに耐震診断義務付け対象建築物とします。

(1) 住宅

住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅を対象とします。

(2) 特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条)

① 多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおりとされています。

■ 多数の者が利用する建築物

法	政令 第 6 条 第 2 項 ^{※1}	用 途	規 模	
第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数 2 以上かつ床面積 500 m ² 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル又は旅館		
		賃貸住宅 ^{※2} (共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		
		事務所		
博物館、美術館又は図書館				
第 4 号	遊技場		階数 1 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第 4 号	体育館		階数 1 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上	

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおりとされています。

■危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令 第 7 条 第 2 項 ^{※1}	危険物の種類	数量
第 14 条第 2 号	第 1 号	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 トン
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
第 5 号	マッチ	300 マッチトン ^{※2}	
第 6 号	可燃性のガス (次号及び第 8 号に掲げるものを除く。)	2 万立方メートル	
第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル	
第 8 号	液化ガス	2,000 トン	
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20 トン	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	200 トン	

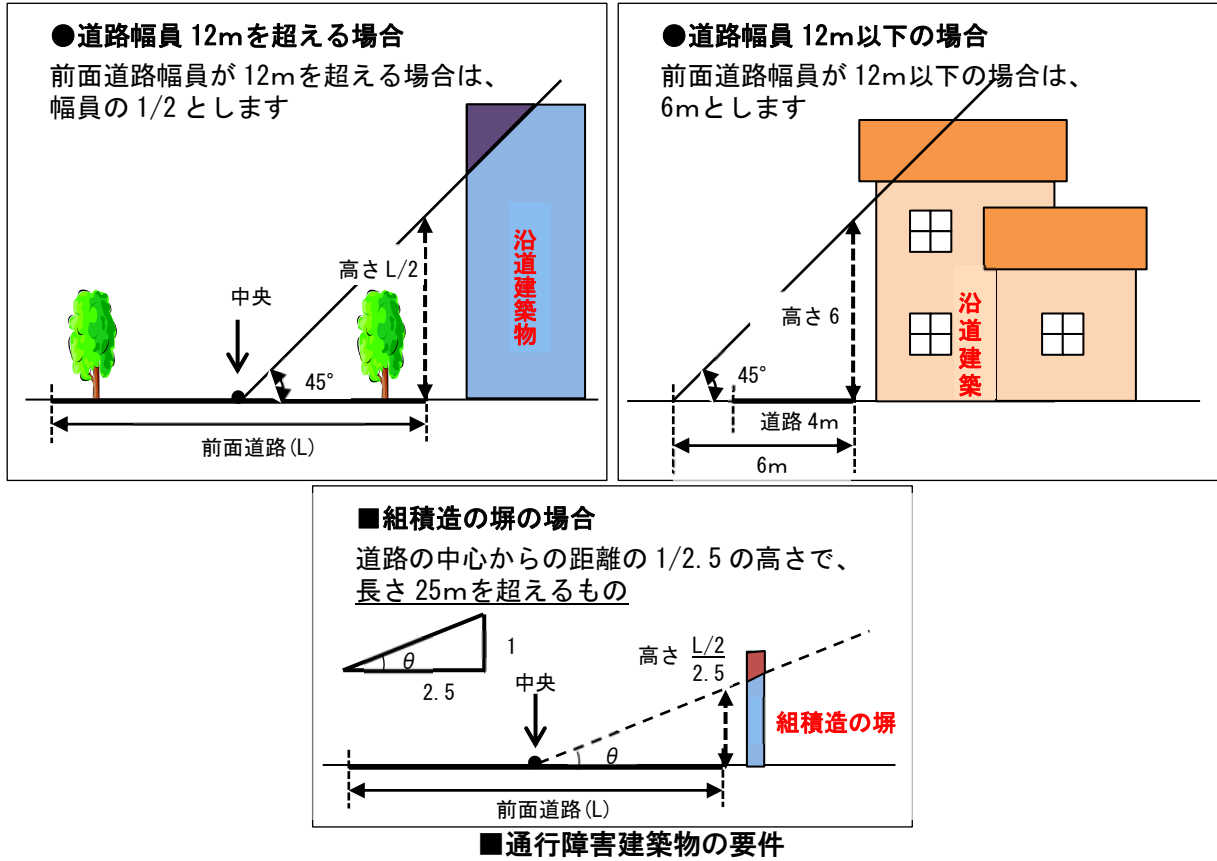
※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200 個、約 120kg

③通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）

通行障害既存耐震不適格建築物は、通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物である建築物です。

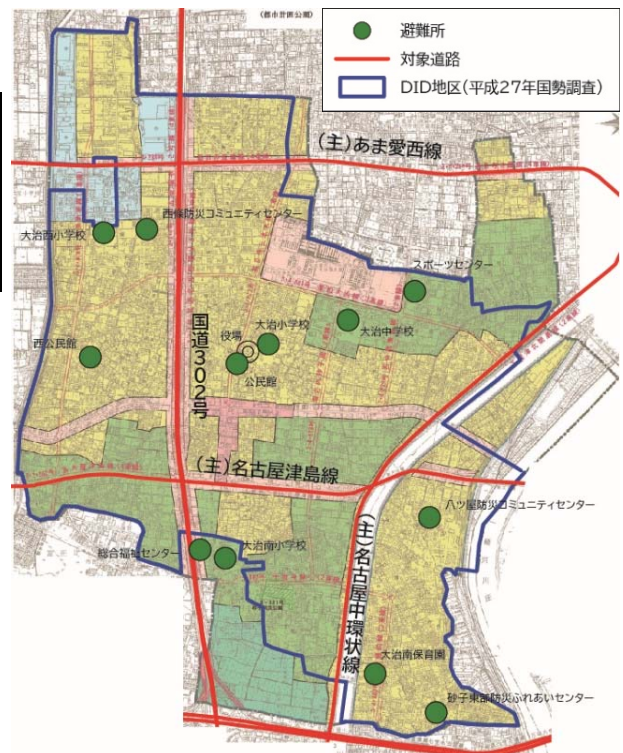
また、通行障害建築物は、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物であり、以下のとおりとされています。



この対象となる道路は、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（法第5条第3項第2号及び3号）及び市町村耐震改修促進計画に記載された道路（法第6条第3項）であり、以下のとおりです。

■大治町内の対象道路

	路線名
法第5条第3項第2号に基づく道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道302号 ・(主)名古屋津島線
法第5条第3項第3号に基づく道路	<ul style="list-style-type: none"> ・(主)名古屋中環状線 ・(主)あま愛西線



(3) 耐震診断義務付け対象建築物

① 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要緊急安全確認大規模建築物の用途及び規模は、以下のとおりとされています。

■ 要緊急安全確認大規模建築物

用途	対象建築物の規模	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院又は診療所		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場又は公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル又は旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、老人ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

②要安全確認計画記載建築物（法第7条）

i 防災上重要な建築物（法第7条第1号）

この防災上重要な建築物は、大規模な地震が発生した場合に、その利用を確保することが公益上必要な建築物で都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物（法第5条第3項第1号）であり、以下のとおりです。

ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むもの
に限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる
建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。

イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別
表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建
築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。

なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。

ii 通行障害既存耐震不適格建築物（法第7条第2号及び第3号）

この通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震診断義務付け道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）です。

そして、耐震診断義務付け道路は、都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（法第5条第3項第2号）及び市町村耐震改修促進計画に記載された道路（法第6条第3項第1号）であり、以下のとおりです。

■大治町内の耐震診断義務付け道路

	路線名
法第5条第3項第2号に基づく道路	・国道302号 ・(主)名古屋津島線

2-4 耐震化の現状

(1) 住宅

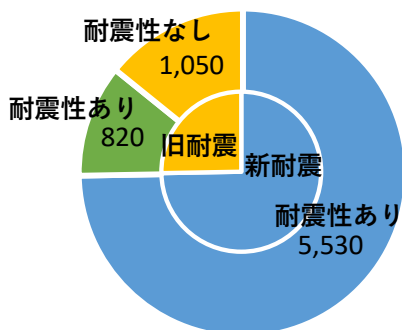
平成 25 年の住宅は、総戸数が約 12,210 戸あり、昭和 55 年以前に建築された旧耐震住宅は、その約 27%にあたる約 3,230 戸となっていました。

平成 30 年における住宅の耐震化の現状は、昭和 55 年以前に建築された住宅のうち、約 1,160 戸が耐震性のある住宅と推計され、昭和 56 年以降に建築された約 11,070 戸と合わせて約 12,230 戸（耐震化率は約 91.1%）となりました。

■住宅の耐震化の状況（単位：戸）

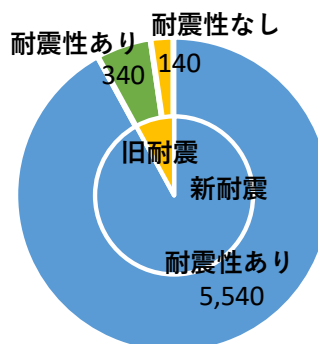
		平成 15 年	平成 25 年	平成 30 年
住宅総数		10,070	12,210	13,420
新耐震住宅①（耐震性あり）		6,800	8,980	11,070
昭和 55 年以前 （旧耐震住宅）	総戸数	3,270	3,230	2,350
	耐震性あり②	760	1,260	1,160
耐震性のない住宅		2,510	1,970	1,190
耐震性のある住宅①+②		7,560	10,240	12,230
耐震化率		75.1%	83.9%	91.1%

出典：各年住宅・土地統計調査から推計



総戸数： 7,400
耐震性あり： 6,350
耐震性なし： 1,050
耐震化率： 85.8%

■平成 30 年戸建住宅



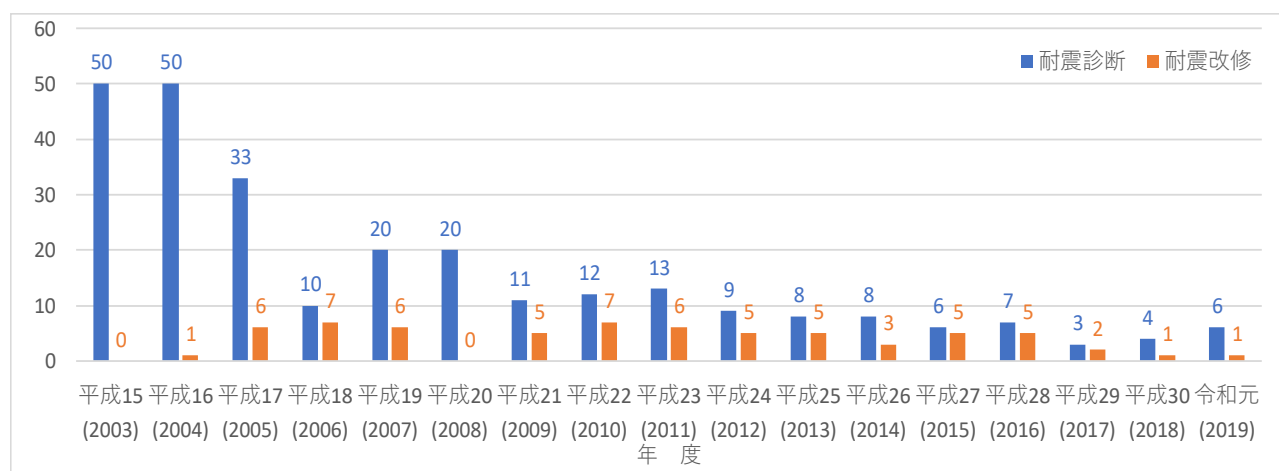
総戸数： 6,020
耐震性あり： 5,880
耐震性なし： 140
耐震化率： 97.7%

■平成 30 年共同住宅

大治町では、平成 15 年度から「民間木造住宅無料耐震診断事業」、平成 16 年度から「民間木造住宅耐震改修費補助事業」を実施しています。令和元年度までのそれぞれの実績は、耐震診断 270 件、耐震改修 65 件（工事完了件数）となっています。

■民間木造住宅無料耐震診断事業・民間木造住宅耐震改修費補助事業実績（単位：戸）

項目		平成 15 年度 (2003)	平成 16 年度 (2004)	平成 17 年度 (2005)	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)
木造住宅	耐震診断	50	50	33	10	20	20	11	12	13
	耐震改修	0	1	6	7	6	0	5	7	6
項目		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	合計
木造住宅	耐震診断	9	8	8	6	7	3	4	6	270
	耐震改修	5	5	3	5	5	2	1	1	65



出典：大治町建設部都市整備課

(2) 特定既存耐震不適格建築物

①多数の者が利用する建築物

平成 18 年 3 月末の調査では、法第 14 条第 1 号に規定される「多数の者が利用する建築物」は 68 棟ありました。そのうち、耐震化されていない建築物は、公共建築物で 2 棟、民間建築物で 10 棟ありました。

この耐震化されていない建築物は、令和 2 年 12 月末時点では、公共建築物は 0 棟、民間建築物は 6 棟となり、耐震化率は 91.2%となりました。

■多数の者が利用する建築物の現状

年度	旧耐震建築物（棟）				耐震化率（%）	
	耐震化されていない			合 計		
	公共建築物	町有建築物	民間建築物			
平成 18 年度	68	2	2	10	12	82.4
平成 27 年度		0	0	6	6	91.2
令和 2 年度		0	0	6	6	91.2

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

平成 18 年 3 月末の調査では、法第 14 条第 2 号に規定される「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」は 10 棟ありました。そのうち、耐震化されていない建築物は、7 棟ありました。

この耐震化されていない建築物は、令和 2 年 12 月末時点では 4 棟あり、耐震化率は 60.0%となりました。

■危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の現状

年度	旧耐震建築物（棟）		耐震化率（%）
		耐震化されていない	
平成 18 年度	10	7	30.0
平成 27 年度		5	50.0
令和 2 年度		4	60.0

③通行障害既存耐震不適格建築物

平成 18 年 3 月末の調査では、法第 14 条第 3 号に規定される「通行障害既存耐震不適格建築物」は 35 棟ありました。そのうち、耐震化されていない建築物は 18 棟ありました。その後、（主）名古屋津島線バイパスの供用開始により、この対象道路が変更されたため、該当する建築物は 4 棟となりました。

この耐震化されていない建築物は、令和 2 年 12 月末時点では 2 棟あり、耐震化率は 50.0% となっています。

■通行障害既存耐震不適格建築物の現状

年度	旧耐震建築物（棟）		耐震化率 （%）
		耐震化されていない	
平成 18 年度	35	18	48.6
平成 27 年度	4	2	50.0
令和 2 年度		2	50.0

（3）耐震診断義務付け対象建築物

①要緊急安全確認大規模建築物

耐震性のない対象建築物は、全て耐震化が完了しました。

②要安全確認計画記載建築物

耐震性のない対象建築物は、全て耐震化が完了しました。

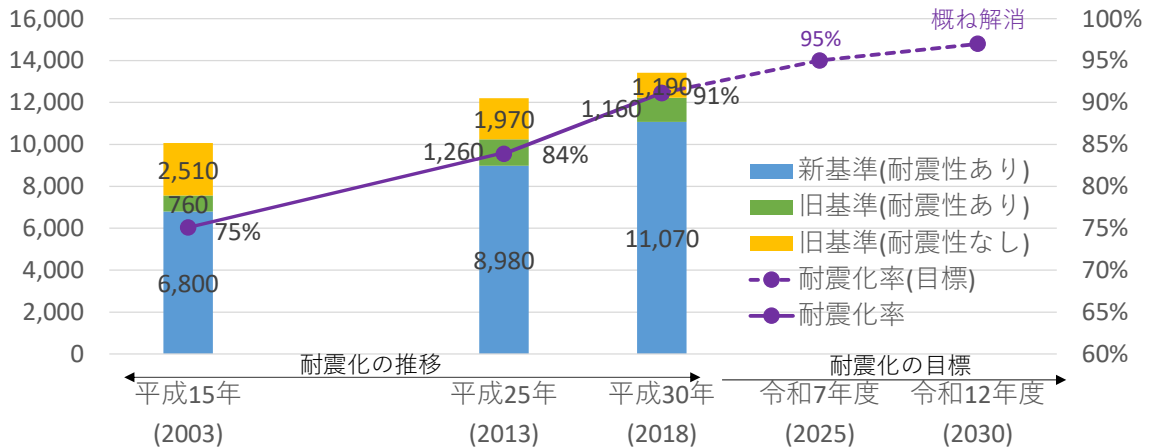
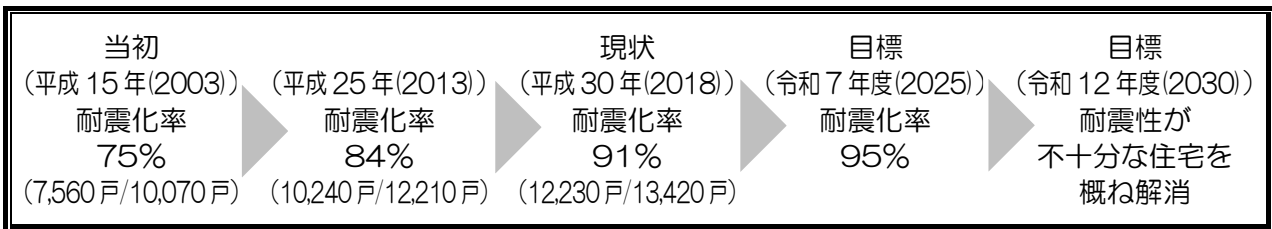
第3章 耐震化及び減災化の取組

3-1 方針

都道府県耐震改修促進計画を踏まえ、計画の目標を定めます。

3-2 目標

住宅の耐震化については、令和7年度までに95%、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標にします。



■住宅の耐震化の推移と目標

建築物の耐震化については、耐震診断義務付け建築物を対象とし、要安全確認計画記載建築物に追加指定された場合においては、必要な取組を進めます。

住宅及び建築物の減災化についても、住宅・建築物の倒壊から人命を守るため、必要な取組を進めます。

3-3 耐震化及び減災化の促進

(1) 耐震化の促進

大治町では、平成 15 年度から木造住宅無料耐震診断、平成 16 年度から耐震改修費補助及び平成 30 年度から除却費補助を行っています。

■耐震改修促進に係る補助制度

名 称	概 要
木造住宅 無料耐震診断	<p>◇補助の対象となる木造住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工していること ・在来軸組構法または伝統構法 ※枠組壁構法（ツーバイフォー等）・木造＋鉄鋼造等の混構造・鉄骨造・コンクリート造等は除く ・2 階建て以下の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で借家を含む ・現に人が住んでいる住宅であること
耐震改修費 補助制度	<p>◇補助の対象となる耐震改修工事 次の（１）、（２）のいずれかに該当する耐震改修工事 （１）町が行う木造住宅無料耐震診断を受けた結果、「倒壊する可能性がある」、「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅（判定値 1.0 未満のもの）を「一応倒壊しない」以上の判定（判定値 1.0 以上）にする耐震改修工事。ただし、耐震補強上有効な耐震工事（1.0 未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に 0.3 を加算した数値以上とする工事）に限る。 （２）（財）愛知県建築住宅センターの耐震診断（有料）を受けた結果、得点が 80 点未満と判定された住宅を、「一応倒壊しない」以上の判定（判定値 1.0 以上）にする耐震改修工事。</p> <p>◇補助金額 （１）耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む）及び改修設計費を合算した額とし、120 万円または耐震補強工事費の 80%のうち少ない額を限度とする。 （２）租税特別措置法第 41 条 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付金助成額から、（２）の額を差し引いた額
木造住宅 除却費補助 制度	<p>◇補助対象建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅 ・補助金交付申請を行う前年度までに町の無料耐震診断を受けていること ・町の無料耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満であること <p>◇補助金額 除却工事費の 2/3 の額（上限 20 万円）</p>

出典：大治町建設部都市整備課

(2) 耐震改修促進に係る税制度

大治町では、耐震改修に係る税制度の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

■住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額

名 称	概 要
所得税額の特別控除	<p>■概要 旧耐震基準により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%がその年分の所得税額から控除される。（控除限度額 25 万円）</p> <p>◇適用要件 （1） その者の居住の用に供する住宅 （2） 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅 （3） 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行う （4） 住宅耐震改修証明書等の必要書類を添付して確定申告 （5） 適用期限：令和 3 年 12 月 31 日 ※住宅ローン減税制度との併用可</p>
固定資産税の減額措置	<p>■概要 既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 m²相当部分まで）を翌年分より 1 年の間、2 分の 1 減額される。（※特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は 2 年間）</p> <p>◇適用要件 （1） 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅 （2） 現行の耐震基準に適合する耐震改修 （3） 耐震改修に係る費用が 50 万円以上（平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事の契約が締結された場合は 30 万円以上） （4） 工事完了後 3 ヶ月以内に市区町村に証明書等の必要書類を添付して申告 （5） 適用期限：令和 4 年 3 月 31 日</p>

出典：国土交通省ホームページ

(3) 減災化の促進

①耐震シェルター等の設置の促進

大治町では、住宅倒壊から人命を守るため、平成 25 年度から木造住宅の耐震シェルター整備費補助を行っています。

■耐震シェルター整備費補助制度

名 称	概 要
耐震シェルター整備費補助制度	<p>◇補助対象建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅 ・町の無料耐震診断の結果、判定値が 0.4 未満であること <p>◇補助対象者</p> <p>次のいずれかの方が居住している世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年の年度末時点で年齢が 65 歳以上の方 ・身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けた方 <p>◇補助割合</p> <p>耐震シェルター整備費の 1/2 の額（上限 20 万円）</p>

出典：大治町建設部都市整備課

②家具の転倒防止の促進

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止対策が行われていない場合に、死傷の原因となったり、避難に支障が生じたりすることが考えられます。このため、家具の転倒防止に関する知識について、広報等で周知を図ります。

(4) 関連する安全対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、窓ガラスや天井の落下等により被害を発生させる危険性があります。

また、ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

このため、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付け等の安全対策やブロック塀の安全対策について、広報や町ホームページにより周知していきます。

ブロック塀の点検をしよう!

みなさんの周りにあるブロック塀は、見かけはしっかりしていても安全性に欠けるものがたくさんあります。危険なブロック塀をなくすよう、ブロック塀の自己点検を行いましょう。
※わからない項目については専門家に相談しましょう。 ← チェックしてみよう!

ひとつでも該当していれば、安全性に欠けると考えられるため、改善等を行う必要があるよ!

ほあーサイズきょうだい
 木造住宅の耐震化を進めるために日々努力する3人きょうだい。ブロック塀の安全対策にも取り組んでいます!
 次男(公務員) 長女(設計士) 長男(大工)

check! 高さが2mを超える。
(厚さが15cm以上であれば2.2m)

check! 厚さが10cm未満である。

check! 傾きがある。

check! 透かしブロックが連続で配置してある。

check! 高さ2mを超え

check! ぐらつきがある。
調べる時は、周囲に人がいないか確認して前方に押してみる。

check! 亀裂・目地割れがある。

check! 鉄筋が入っていない。
縦・横 80cm以内 直径 9mm以上

check! ブロック塀の高さが1.2m超えの場合

check! 高さの1/5以上の突出
控壁がない。

check! コンクリート基礎がない。
(高さ1.2m超えの場合、根入れの深さ30cm未満である。)

■ブロック塀に関するパンフレット

3-4 普及・啓発

(1) 広報等による情報発信

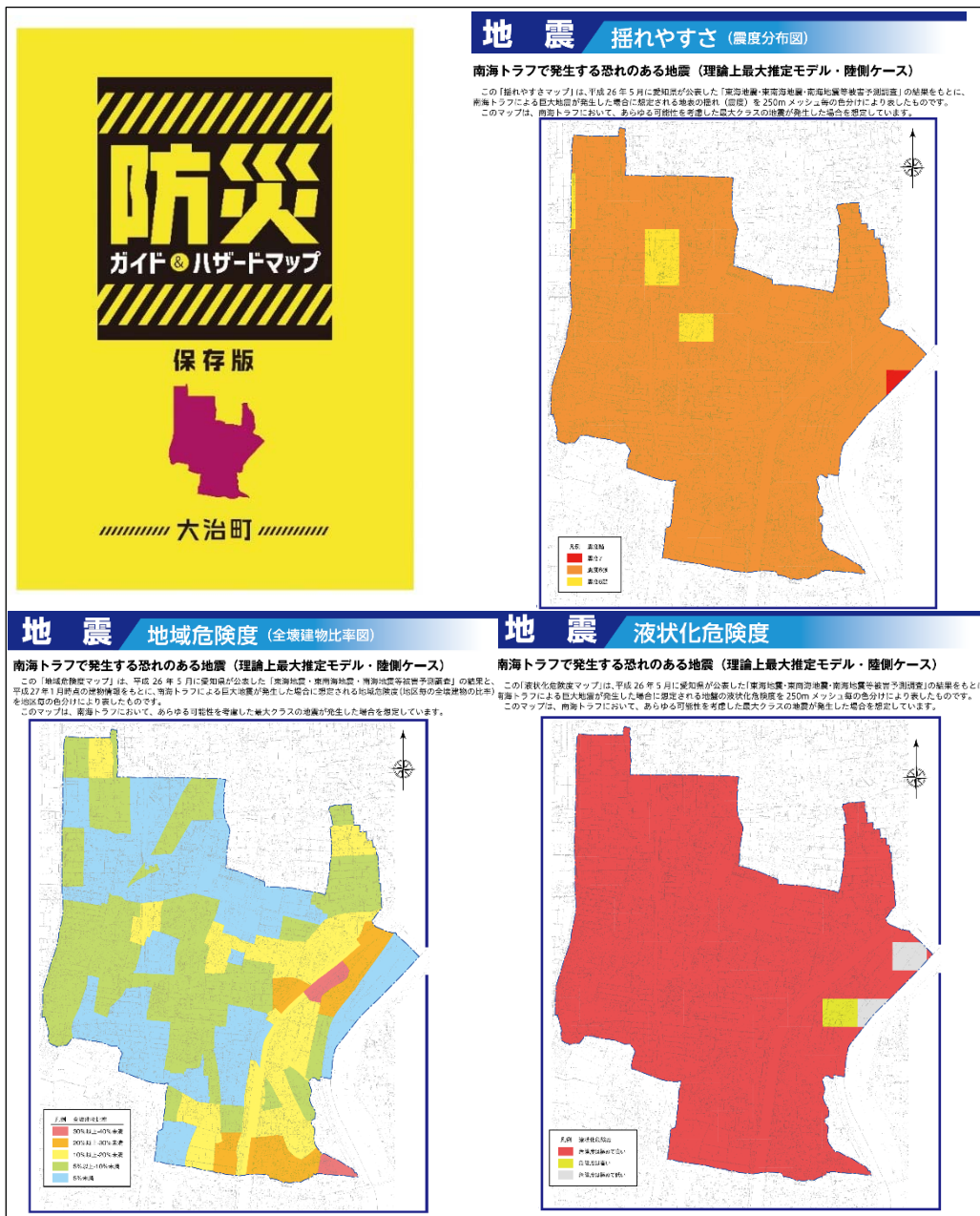
広報や町ホームページにより、無料耐震診断及び耐震改修費の補助制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制等の様々な情報を発信します。

(2) 相談窓口の設置

大治町建設部都市整備課において、住宅の耐震化等の相談に応じています。

(3) 防災ガイド&ハザードマップの配布

町民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として認識できるよう、「防災ガイド&ハザードマップ」を作成し、全戸配布を行いました。



出典：大治町ホームページ「防災ガイド&ハザードマップ」

■大治町防災ガイド&ハザードマップ (抜粋)

(4) 大治町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進や住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であるという認識に立ち、大治町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、実施しています。

3-5 愛知県等との連携

所管行政庁（大治町においては愛知県知事）は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導等を行うことができることと法で定められています。これより、大治町では、愛知県と連携して耐震化及び減災化の取組を進めます。

また、愛知県、県内全市町村及び建築関係団体で構成される愛知県建築物地震対策推進協議会の会員として、耐震化及び減災化の取組を進めます。

■愛知県建築物地震対策推進協議会

会員	愛知県、県内全市町村、建築関係団体
目的	建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、県内の行政と関係団体が連携し、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物及び宅地の震前対策の推進と地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する。
主な取組	あいち耐震改修ポータルサイトで、愛知県内の耐震改修に係る設計者・施工者や耐震改修事例等の情報を発信している。



出典：愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ

第4章 計画の達成に向けて

本計画に掲げた目標を達成するため、民間木造住宅無料耐震診断事業及び民間木造住宅耐震改修費補助事業等の進捗状況を把握し、これを踏まえ必要な取組を行います。

また、社会情勢の変化や都道府県耐震改修促進計画及び関連計画との整合性等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

用語集

【あ行】

○愛知県建築物耐震改修促進計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、愛知県における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定されたもの。

○愛知県防災会議

愛知県地域防災計画を作成・修正し、その実施を推進するために設けられている組織。

○液状化

地下水位の高い地盤が、地震による激しい揺れを受けることによって、土の粒子と水が交じり合い、液体状になる現象である。液状化が発生すると、建築物が傾いたり、地面から砂混じりの水が噴き出すことがある。

【か行】

○既存耐震不適合建築物

耐震関係規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。

建築基準法

第三条（適用の除外）

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

○旧耐震

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日以前の建築確認において適用されていた基準をいう。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が義務付けられた。また、平成25年11月の改正により、不特定多数の方が利用する建築物及び避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなった。平成31年の改正では、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建築物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた。

【さ行】

○3連動地震／5連動地震

3連動地震とは、想定東海地震と東南海地震、南海地震が同時発生するという仮定の下で想定された南海トラフにおける連動型巨大地震のことである。それらに加え、同時に日向灘の地震や南海トラフ付近の津波地震も発生する4連動地震、5連動地震が、東日本大震災後に想定されるようになった。

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省（旧総務庁）統計局が 5 年ごとに実施している。

○所管行政庁

所管行政庁は、耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、建築主事を置く市町村又は特別区の区域においてはその長であり、その他の市町村又は特別区の区域は都道府県知事となる。大治町においては、愛知県知事を指す。

○新耐震

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。

【た行】

○耐震改修促進計画

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、都道府県及び市町村が策定する計画。

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法（2013（平成 25）年 11 月改正）により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者には、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた、以下に分類される建築物。

- ①要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条）
- ②要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条）
 - i 都道府県が指定する避難所等の防災拠点建築物
 - ii 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等に接する通行障害既存耐震不適格建築物

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕もしくは模様替え、または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

○耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は 1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

○耐震化率

全建築物の中で、耐震性がある建築物（現行の耐震基準に基づく建築物、耐震診断で耐震性ありと判定された建築物、耐震改修を実施した建築物）の割合

○耐震不明建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物であり、原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物（同年 6 月 1 日以後に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）である。

○多数の者が利用する建築物

法第 14 条第 1 号に掲げる建築物のこと。学校、病院・診療所、社会福祉施設、ホテル・旅館、店舗・百貨店、賃貸共同住宅等を指し、学校・幼稚園を除くと 1,000 m²以上の床面積の建築物が該当する。

○地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地震や風水害などの災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された、内閣総理大臣を長とし内閣府に事務局を置く会議。

○直下型地震

1995 年の阪神・淡路大震災のように、都市部などの直下で断層がずれ動いて発生する地震。浅い所で起きるため、地震の規模が比較的小さくても地表が大きく揺れ、被害が拡大することがある。

○特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条に示される以下の建築物であって、既存耐震不適格建築物である建築物。

- ①多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）
- ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）
- ③その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（法第 14 条第 3 号）

○都市計画マスタープラン

平成 4 年（1992 年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）のこと。

【な行】

○南海トラフ地震

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ 4,000m 級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約 770 km。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深 6,000m 以上に達する海溝と区別される。

【は行】

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されている。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。

○病院群輪番制参加病院

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制に参加している病院をいう。愛知県では、第 2 次救急医療体制を県内 15 地域に設定している。大治町は、このうち海部医療圏に属する。

【や行】

○要安全確認計画記載建築物

都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、及び都道府県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物。

○要緊急安全確認大規模建築物

次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの。

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

